

## 祝 新成人！国民年金へ加入しよう

問い合わせ

広島西年金事務所 ☎ 082-2332-4171  
保険介護課 ☎ 5921-41

国民年金は、国が運営する公的年金制度です。日本国内に住所を有する20歳から60歳までの全ての方が加入して保険料を納めます。

### 加入手続きはどこで？

学生や自営業者などの方（フリーターや無職の方も含まれます）は、国民年金（第1号被保険者）に該当し、市役所での手続きとなります。

社会保険に加入されているサラリーマンや公務員の方（第2号被保険者）、第2号被保険者に扶養されている配偶者の方（第3号被保険者）は、勤務先での手続きとなります。

### 国民年金のメリットは？

国民年金は、老後の所得保障だけではありません。加入者が病気やけがで障害が残った場合には、障害基礎年金が支給され、また、亡くなつた場合には、その遺族に遺族基礎年金が支給されます。このような人生の「万が一」のときもサポートしてくれます。

### 保険料の納付が困難な場合は？

学生やアルバイトなど、収入が少ない方で、保険料の納付が困難な場合は、申請により納付が猶予・免除となる制度があります。

この申請を行わないと、未納となつていると、老後の年金受給額が少なくなつたり、「万が一」ときのサポート（障害基礎年金・遺族基礎年金）が受けられないなど、思わぬ事態を招きますのでご注意ください。

## こんなときどうしたらいいのかしら？

問い合わせ

子育て支援センター ☎ 5400-21  
福祉課 ☎ 5921-48

### 離乳食の進め方にについて

離乳食を始めたけれど、なかなか進まず困っています。どうしたらいいのでしょうか？

#### 【アドバイス】

母乳やミルクを飲んで育つていた赤ちゃんが、少しづつ固さや形のある食べ物に慣れて、子どもの食事を取ることができるようになるプロセスが「離乳」で、この時期の食事を「離乳食」と呼びます。生後5ヶ月頃から開始して、1歳～1歳半頃完了するのが目安とされています。

離乳食は始めたからといって、すぐにパクパク食べててくれるものではありません。作つても口に入れても食べてくれない時期は、お母さんを悩ます原因の一つになつています。

#### 【アドバイス】

県消費生活課では、今年9月に特定商取引に関する法律（以下「特商法」という）違反となる行為を繰り返していた寝具類の訪問販売業者に対し、12カ月の「業務停止命令」の処分を行いました。

不意に訪れて来て、事業者名や訪問の理由を言わずいきなり勧誘すること、いらないと言つてはいる消費者にしつこく勧誘を繰り返すことは特商法違反です。

訪問販売では、法律で定める契約書面を受け取つてから8日間以内はクーリング・オフでき、このような契約書面を受け取つていないとときは、いつまでもクーリング・オフできます。

クーリング・オフできるかどうかが分からなかつたり、困つたときには消費生活センターにご相談ください。（広島県生活センター発行「くらしのフレッシュ便」より）

## 寝具類の訪問販売のトラブル

問い合わせ

市消費生活センター ☎ 5732-336

ある日、男性営業員が訪問してきて、名前や用件を思つていると、別の男性営業員も勝手に入つてきて敷きマットの勧誘を始めた。敷きマットはいらないし、また、年金暮らしでゆとりはないことから「いらない」「買えない」と何度も伝えたが、聞いてくれようとはしなかつた。断つても引き下がりそうにないし、お金を払うことで済むならいいかと、諦めの気持ちになり、欲しくもない商品の購入に渋々同意してしまつた。

（70歳代 女性）